

事 務 連 絡  
令和7年11月13日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル  
(就労継続支援A型事業所版) の周知について

障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和7年度の地域別最低賃金につきましては、令和7年10月1日から順次発効されております。厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金・補助金等の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）の利用者については、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスであることから、労働基準法等労働関連法規の適用を受け、改定額以上の賃金を支払う義務が履行される労働者に該当することを踏まえ、今般、中小企業庁・厚生労働省より公表している支援策マニュアルから、A型事業所の利用者の賃上げにおいて活用可能な支援策を抜粋したマニュアル（以下「本マニュアル」という。）を作成いたしました。

貴自治体におかれましては、本マニュアルについて、管内のA型事業所を運営する法人等への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、A型事業所は雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して支援を行うものであり、利用者の賃金は生産活動により生じた収入から払う必要がありますが、本マニュアルで紹介する各種助成金については、最低賃金・賃金の引き上げを目的とした助成金等であることから、A型事業所の利用者の賃上げにかかるものとして支給された当該助成金については、就労支援事業における生産活動に関する会計（生産活動会計）の収入に計上していただくことが可能です。なお、地方公共団体において最低賃金・賃金の引き上げを目的とした助成金等を実施している場合は、当該助成金等についても同様の取り扱いとすることが可能であることを申し添えます。

なお、各種助成金の内容については本マニュアル内に記載されている「お問合せ先」まで、その他の内容につきましては下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 就労支援係

TEL：03-5253-1111（内線：3389、3044）

E-mail：syuou@mhllw.go.jp

# 最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル (就労継続支援A型版)

令和7年11月  
厚生労働省・中小企業庁

## はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和7年度においては、全国加重平均で66円の引上げとなりました。

本マニュアルは、就労継続支援A型事業所における賃金引上げに向けた取組にご活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

本マニュアルで御紹介した「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」「早期再就職支援等助成金」は、賃上げを目的とした助成金であることから、利用者の賃上げにかかるものとして支給された当該助成金は、就労支援事業における生産活動に関する会計（生産活動会計）の収入に計上することが可能です。

就労継続支援A型事業所で働く利用者の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

# 目次

<b>1. 賃金引上げに関する支援</b>	
（1）『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』 ・ 業務改善助成金	P 3
（2）『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』 ・ キャリアアップ助成金	P 4
（3）『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』 ・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 5
<b>2. その他、雇用（人材育成）に関する支援</b>	
『中途採用者を雇い入れる場合の支援を知りたい』 ・ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）	P 6
<b>3. 相談窓口</b>	
『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用準備をしたい』 ・ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 7

# 1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

### 【対象となる方】

- ・ 中小企業、小規模事業者（解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと）
- ⇒ 拡充内容
- ・ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象
  - ・ 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

### 【支援内容】

設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。助成率、助成上限額は、事業場内最低賃金額の引上げ額、引き上げる労働者の数、引上げ前の事業場内最低賃金額に応じて変わります。

### 【助成率】

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

### 【助成対象経費（設備投資など）の例】

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

### 【助成上限額】

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上(※)	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限額区分は特例事業者（詳細はウェブサイト参照）のみ対象。

※( )内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

### 【お問合せ・申請先】

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

業務改善助成金

検索

(受付時間 平日 9:00～17:00)

※ 申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局雇用環境・均等部（室）です。

# 1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 【対象となる方】

雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

- (1) 正社員化コース
- (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース
- (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 賞与・退職金制度導入コース
- (6) 社会保険適用時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長支援コース

※正社員化コース及び障害者正社員化コースについては、就労継続支援A型の利用者を対象労働者にすることはできません。  
※賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース、賞与・退職金制度導入コースについては、就労継続支援A型の利用者を含む全ての非正規雇用労働者を対象とした取組が必要です。

### 【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

(1人当たり)

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

3%以上4%未満増額改定した場合	4万円
4%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上6%未満増額改定した場合	6万5,000円
6%以上増額改定した場合	7万円

- ・1年度1事業所当たり100人までは複数回の申請ができます。
- ・職務評価を行った上で賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- ・中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

# 1. 賃金引上げに関する支援

## (3) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

### 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主が、一定の要件を満たして賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等又は従業員数1,000人以下の個人事業主

適用期間: 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

#### 必須要件（賃上げ要件）

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

#### 上乗せ要件① 教育訓練費

前年度比 + 5%  
⇒ 税額控除率を  
10%上乗せ

#### 上乗せ要件② 子育てとの両立・女性活躍支援

くるみん以上  
or  
えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

中小企業は、所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能。

(詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照)

全企業及び中堅企業向け  
税制の詳細はこちら



※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%

※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

#### ○中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

#### ○給与等支給額

国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

#### ○教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

#### ○子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。各認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

#### 【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~17:00)

プラチナくるみん認定  
くるみん認定  
はこちら



プラチナえるぼし認定  
えるぼし認定  
はこちら



中小企業向け賃上げ促進税制

検索

## 2. その他、雇用（人材育成）に関する支援

『中途採用者を雇い入れる場合の支援が知りたい』

### 早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

#### ・雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用に雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### ・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

#### 【対象となる方】

##### ・雇入れ支援コース

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、賃金を雇い入れ前の賃金より5%以上上昇させた事業主

##### ・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主

#### 【支援内容】

##### ・雇入れ支援コース

雇用保険の特定受給資格者や再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、賃金を雇い入れ前の賃金より5%以上上昇させた場合に30万円を支給。

また、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、地域経済活性化支援機(REVIC)の再生支援等、一定の要件を満たした事業所等から離職した者を雇い入れた場合、40万円を支給。

##### ・中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度の整備及び対象者を雇い入れることで、中途採用率を20ポイント以上上昇させた場合に50万円を支給。

また、上記に加え、45歳以上の労働者で中途採用率を10ポイント以上上昇させ、かつ当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合に100万円を支給。

#### 【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



早期再就職支援等助成金

検索

### 3. 相談窓口

『中小企業・小規模事業者向けの支援施策の活用準備をしたい』

## 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者のための「ミラサポplus」は、**中小企業庁が運営する公式総合支援サイト**です。補助金、助成金、税制優遇・経営相談など、企業の成長や賃上げに役立つ支援制度をわかりやすく紹介しています。令和7年10月、「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を新設し、最新の賃上げ支援策や人件費試算ツール（賃上げ計算シミュレーション）を追加しました。

### 【ミラサポplusの主な特徴】

- ・人気の補助金一覧で比較・検討ができます。
- ・全国の補助金を売上や投資規模に応じて検索できます。
- ・事例検索や補助金等の支援施策のチラシで情報をアップデート。
- ・無料のメルマガで最新の補助金公募情報を配信。
- ・賃上げ特設ページには、厚生労働省・中小企業庁の賃上げに関する支援情報をまとめています。



メルマガで  
最新情報

探しやすい  
インターフェース

ミラサポplus



ミラサポplus

検索



ミラサポplus



特設サイト